

市町村立小・中・義務教育・特別支援学校長 様

埼玉県教育局教育総務部教職員課長
(公印省略)

令和 6 年分年末調整に係る給与報告等について（通知）

日頃、県費負担教職員等に係る給与等支給事務につきまして、格別の御理解、御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、令和 6 年分年末調整に関する報告について、下記のとおり事務処理をお願いします。

なお、年末調整は本年 1 年間の給与に対する源泉徴収税額の過不足を精算する手続であり、特に正確な事務処理が求められます。扶養控除等の申告内容について職員に確認を徹底していただき、後日税務署から申告内容の誤りを指摘されることのないよう、適正な事務処理をお願いします。

記

本年の年末調整報告に係る主な変更点

○ 県費事務担当への提出書類の追加：本通知 2 (2)

- ・定額減税に伴い、扶養控除等（異動）申告書で年少扶養親族のみの場合であっても、申告書の提出を必要とすることとしました。

○ 県費事務担当への報告様式の廃止：本通知 3

- ・市町村立学校給与等報告システムの稼働により、1 0 月途中発令で 1 0 月に給与支給のある職員もシステムで報告できるようになったことに伴い、エクセルでの報告様式を廃止しました。

1 年末調整システムでの報告について

(1) 入力期間

報告期間	令和 6 年 1 0 月 2 3 日（水）～令和 6 年 1 1 月 1 4 日（木）
システム稼働時間	午前 7 時から午後 10 時まで

(2) 報告内容

システムに表示されている職員全員について以下の情報を報告してください。

年末調整申告情報画面	
①年末調整申告情報 ②基本情報* ③本人申告*	
④扶養控除申告 ⑤所得金額調整控除申告 ⑥保険料申告	
⑦住宅借入等特別控除申告 ⑧給与支払者報告用本人情報	
前歴情報画面	
①職員前職歴（年末調整）情報	
扶養親族情報画面	
①扶養控除申告情報	

* 10月給与報告時点のマスタ情報が反映されるので、必要に応じて追加・修正報告を行ってください。

全ての報告終了後、「随時帳票・ファイル出力」画面から「年末調整確認一覧」を印刷し、報告内容が正しいか確認の上、所属控としてください。県費事務担当への提出は不要です。市町村立学校給与等報告システムに関することについては、「令和6年分年末調整事務処理要領」を御確認ください。

(3) 年末調整システムヘルプデスク

システムの接続や操作方法については、以下へお問い合わせください。

電話番号	①050-3155-1457
	②050-3503-6720
受付時間	午前8時45分から午後5時
電子メール	helpdesk@rit-inc.net

2 郵送または持参での提出書類について

(1) 提出期限

令和6年11月11日（月）必着

※ 書類が整いましたら、提出期限を待たずに速やかに御提出いただきますよう、御協力をお願いします。

※ 御持参いただいた場合でも、その場での内容確認はできませんので御了承ください。

(2) 提出書類

☐ 年末(再)調整確認・提出書類送付票（別紙1）

☐ 給与所得者の扶養控除等（異動）申告書

… 扶養親族等（自己該当も含む）の申告がある者

※ 前職報告のみの申告の場合は、提出不要です。

※ 扶養親族等（年少扶養・自己該当も含む）の申告があり、かつ前職報告がある者は、扶養控除等（異動）申告書の裏に源泉徴収票を貼って提出してください。

※ 源泉徴収票の余白に、所属所コード及び職員番号のゴム印を押印又は記載してください。

※ 定額減税に係る申告に伴い、年少扶養のみの場合でも提出が必要となります。

☐ 給与所得者の基礎控除申告書兼給与所得者の配偶者控除等申告書兼年末調整に係る定額減税のための申告書兼所得金額調整控除申告書

… 以下のいずれかの申告がある者のみ

・ 配偶者（特別）控除 ・ 寡婦/ひとり親控除 ・ 配偶者定額減税 ・ 所得金額調整控除

☐ 給与所得者の住宅借入金等特別控除申告書 … 該当者全員

☐ 年末調整に係る調整報告書 … 該当者全員

☐ 令和6年分源泉徴収票

… 前職報告がある者

※ 前職報告のみの者の場合、扶養控除等（異動）申告書の提出は不要です。

※ 源泉徴収票の余白に、所属所コード及び職員番号のゴム印を押印又は記載してください。

※ 給与所得者の保険料控除申告書については、提出不要です。

※ 提出する申告書、添付書類はすべて写しとします。

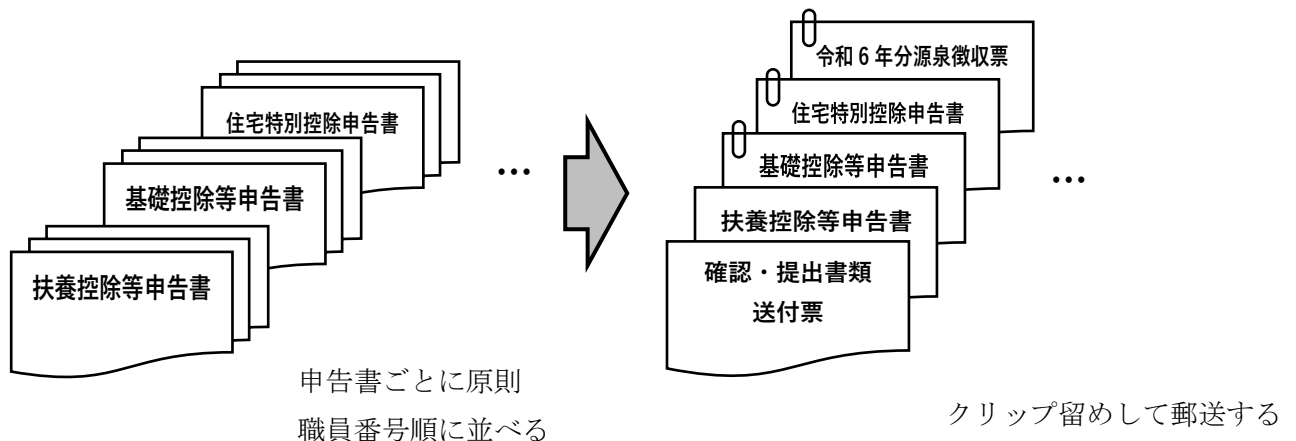
※ 提出する申告に係る証明書類も写しを添付してください。

誤って原本を提出した場合は、原則として直接当担当まで取りに来ていただきます。

※ 各申告書は、種類ごとに職員番号順に並べてクリップで留めてください。

※ 常勤職員と会計年度任用職員の書類を併せて送付する場合は、区別できるよう

（例：付箋を付ける、クリアファイルを分ける等）に提出してください。



○ 提出先住所

〒330-0074

さいたま市浦和区北浦和5-6-5 浦和合同庁舎3階

教職員課県費事務担当 宛

※ 埼玉県庁の住所とは異なります。また、住所を省略しての郵送はできません。

※ 郵送の際は、住所の記入誤りに十分御注意ください。

※ 個人情報を含む大変重要な書類ですので、郵送の場合は、確実に到達する方法で提出されるよう御配慮願います。

3 市町村立学校給与等報告システムで報告できない職員について

下記に記した職員については、年末調整報告期間にシステムによる報告はできません。これらの職員につきましては年末再調整に係る給与報告期間に報告してください。詳細は年末再調整に係る給与報告の通知を参照してください。

- ・ 11月中に発令があり、11月に給与の支払いがない職員
- ・ 12月中に発令があり、12月に給与の支払いがある職員

4 報告書提出後に報告内容の追加・修正が生じた場合の事務処理について

郵送等で報告書類を提出した後に追加や修正が生じた場合は、以下の書類を次の期限までに教職員課県費事務担当へFAX(048-825-0013)で提出し、市町村立学校給与等報告システムに追加・修正の報告を行ってください。

(1) 提出書類

☐ 年末(再)調整確認・提出書類送付票(別紙1)

※「1 申告について」の「☐「年末調整」提出」に回数を入力してください。

※様式は3枚全てを提出してください。

☐ 追加・修正に係る申告書及び添付書類の写し

(2) 提出及び報告期限

令和6年11月14日(木)

※期限後の追加及び修正は年末調整では行えません。年末再調整にて行ってください。

5 注意事項

(1) 各申告書、報告書の作成について

職員から提出された各申告書の確認、年末調整システムでの報告にあたっては、「令和6年分年末調整事務処理要領(教職員課作成)」や「令和6年分年末調整のしかた(国税庁作成)」を御参照ください。

※ 県費事務担当への問い合わせは、原則、質問票を使用してください。

また、対応できるのは報告方法に関する事項のみです。

税制や年末調整のしかたについては国税庁ホームページを御参照いただくとともに、所管する税務署へお問い合わせいただくようお願いいたします。

(2) 年末再調整について

年末再調整については12月頃別途通知します。

6 よくある誤り

例年、以下のような誤りの事例が見られます。年末（再）調整確認・提出書類送付票のチェックリストと合わせて、書類提出前に改めて御確認をお願いします。

(1) 年末調整事務一般

- ・住所、続柄の記載漏れ、同居老親・その他のチェック漏れ
- ・各該当項目へのチェック漏れ

(2) 市町村立学校給与等報告システム

- ・給与所得のみなのに、本人所得コードが「埼玉県からの給与所得のみ」以外になっている

(3) 扶養控除等（異動）申告書

- ・扶養控除等（異動）申告書と配偶者控除等申告書上の、配偶者の所得の不一致
- ・源泉控除対象配偶者の申告があるが、市町村立学校給与等報告システムでは対象外になっている

(4) 住宅借入金等特別控除申告書

- ・残高証明書の切り離し無効の箇所を切り離してしまっている（金融機関の証明欄がなくなってしまう）
- ・令和6年（平成36年）分ではない住宅借入金等特別控除申告書を使用している。
- ・職員の住宅借入金等特別控除の申告は1回なのに、システム報告が2段で入力されている。（この場合適用数は1なので、1段のみ入力します。建物と土地で2段に分けるということではありません。）
- ・住宅取得資金に係る借入金の年末残高証明書を電子データで交付を受けた場合、QRコード付証明書等作成システムを使用し出力したQRコードの付いた様式を提出する必要があるが、QRコードの付いていない様式を使用している。（QRコード付証明書等作成システムで電子交付をされた年末残高証明書を取り込む前に申告書を印刷した場合、QRコードが付いていない申告書が印刷されてしまいます。）

担 当：県費事務担当

電 話：048-825-0010

FAX：048-825-0013

E-mail：a6660-09@pref.saitama.lg.jp

内容を確認のうえ、□にチェックを入れてください。

本様式を印刷し、**3枚全て**を提出してください。

(別紙1)

令和6年 月 日

教職員課県費事務担当 宛

年末（再）調整確認・提出書類送付票

所属所コード

所 属 所

所 属 長

担 当 者

電 話 番 号

以下のとおり内容を確認しましたので、報告します。

1 申告について

☐	「年末調整」提出		回目
☐	「年末再調整」提出		回目

2 今回送付する書類について ※提出する申告書及び添付書類はすべて写しとしてください。

☐	扶養控除等（異動）申告書		名分
☐	源泉徴収票（前職がある場合のみ）		名分
☐	基礎控除申告書兼給与所得者の配偶者控除等申告書兼年末調整に係る定額減税のための申告書兼所得金額調整控除申告書		名分
☐	住宅借入金等特別控除申告書		名分

3 所属における申告書及び添付書類の確認状況について

全申告書共通	
☐	申告書の左上に学校コード、右上に職員番号のゴム印が押印されているか
給与所得者の扶養控除等(異動)申告書	
※前職報告のみ申告の場合は県費事務担当への提出は不要です。	
☐	扶養親族の生年月日を確認したか
☐	控除対象扶養親族の所得額は4 8万円未満になっているか
☐	所得の見込みがない場合は空欄とせず、0円と記入しているか
☐	前職報告に係る源泉徴収票（写）の余白に、所属所コード及び職員番号のゴム印を押印又は記載し、申告書の裏面に貼り付けたか

	(扶養親族等(年少扶養・自己該当も含む)の申告があり、かつ令和6年中に前職がある場合)
基礎控除申告書兼給与所得者の配偶者控除等申告書兼年末調整に係る定額減税のための申告書兼所得金額調整控除申告書	
☐	【基礎控除】すべての職員について、申告書欄に記載があるか
☐	【配偶者控除】合計所得金額の見積額、控除額は正しく記載されているか
☐	【配偶者定額減税】所得者と配偶者の所得金額が要件を満たす場合、配偶者定額減税欄にチェックを記入しているか
☐	【所得金額調整控除】扶養控除の対象でない扶養親族を申告する場合、個人番号記入シートも提出しているか
給与所得者の住宅借入金等特別控除申告書	
☐	連帯債務となっている場合、備考欄に他の連帯債務者からの申告があるか ※負担すべき割合が記載された控除証明書の添付をする場合には、「備考」欄への連帯債務者に関する事項の記載は不要
☐	記入内容、控除額の計算は正しいか
☐	本人宛の残高証明書(写)を添付したか
令和6年分源泉徴収票(写)	
☐	前職報告のみの申告の場合、源泉徴収票(写)だけ提出しているか
☐	源泉徴収票(写)の余白に、所属所コード及び職員番号のゴム印を押印又は記載したか
給与所得者の保険料控除申告書 ※県費事務担当への提出は不要です。	
☐	証明書の内容を正しく申告しているか
☐	各種控除申告について、証明書類(令和6年分)の添付があるか
☐	保険料支払額は12月末時点の「申告(予定)額」を記入しているか
☐	保険料の控除額は区分ごとに正しく計算されているか ※ 算出した金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り上げます
☐	生命保険・年金保険料控除の「新・旧」区分は正しいか
☐	団体生命に該当する保険がある場合、内容に誤りがないか また、確認した旨を「給与の支払者の確認」欄で明らかにしているか
☐	【小規模企業共済等掛金控除等】契約者・支払者ともに本人であるか
☐	【社会保険料控除】国民年金保険料について証拠書類の添付があるか また、公立学校共済組合任意継続掛金について掛金額の確認を行ったか
☐	【社会保険料控除】令和6年度中に支払われたものであるか ※前納された国民年金保険料について、各年分の保険料に相当する額を各年において控除する方法を選択した場合を除く

年末調整報告方法の概要

10・11月給与支給のある職員

12月に給与支給のある職員



報告方法 (11月14日まで)	A 年末調整報告期間に、 市町村立学校給与等報告システム で報告	B 年末再調整報告期間に、 市町村立学校給与等報告システムで報告 (年末再調整に係る給与報告等の通知参照)
報告時の 注意点	所属職員の全報告終了後、「随時帳票・ファイル出力」画面から 「年末調整確認一覧」を出力し所属控えとする(提出不要)	
郵送での 提出書類 (11月8日必着)	1 年末調整確認・提出書類送付票 2 各種申告書・添付書類の写し ○扶養控除等(異動)申告書 ・扶養親族等の申告がある者(年少扶養・自己該当を含む) *前職報告のみの場合は提出不要 ・扶養親族等の申告がある者(年少扶養・自己該当を含む) - かつ、前職の申告がある者 →源泉徴収票の写しを申告書裏面に貼り付けて提出 ○基礎控除申告書兼給与所得者の配偶者控除等申告書兼年末調整に係る定額減税のための申告書兼所得金額調整控除申告書 ・配偶者控除・寡婦/ひとり親控除・配偶者定額減税・所得金額調整控除の申告がある者 ○住宅借入金等特別控除申告書 ・該当者全員 3 年末調整に係る調整報告書 …該当者全員 4 源泉徴収票の写し …前職報告がある者 前職報告のみの場合は、源泉徴収票の写しのみ提出	

Bについては、後日通知する年末再調整に係る給与報告の通知を参照してください。

例年、源泉控除対象配偶者の申告漏れが多く発生しています。職員への注意喚起をお願いいたします。

扶

記載のしかたはこちら

所轄税務署長等	給与の支払者の 名称(氏名)		(フリガナ) あなたの氏名	あなたの生年月日 男・大・昭 平・令	年	月	日	従たる給与につ いての扶養控除 等申告書の提出 (提出している場合 には、○印を付け てください。
税務署長	給与の支払者の 法人(個人)番号	※この申告書の提出を受けた給与の支払者が記載してください。	あなたの個人番号	世帯主の氏名				
市区町村長	給与の支払者の 所在地(住所)		あなたの住所 又は居所	あなたとの続柄				

あなたに源泉控除対象配偶者、障害者に該当する同一生計配偶者及び扶養親族がなく、かつ、あなた自身が障害者、寡婦、ひとり親又は勤労学生のいずれにも該当しない場合には、以下の各欄に記入する必要はありません。

区分等	(フリガナ)氏名	個人番号		老人扶養親族 (昭和11以前生)	令和6年中の所得の見積額	非居住者である親族 生計を一にする事実	住所又は居所	異動月日及び事由 (令和6年中に異動があった場合に記載してください) (以下同じです。)
		あなたとの続柄	生年月日					
A 源泉控除対象配偶者(注1)						(該当する場合は○印を付けてください。)		
主た	1							

源泉控除等申告書(兼 年末調整に係る定額減税のための申告書(同一生計配偶者に係る申告))

「区分Ⅰ」欄について、「基礎控除申告書」の「区分Ⅰ」欄を参照してください。

「区分Ⅰ」欄が(A)～(C)に該当し、かつ、「配偶者控除等申告書」の「区分Ⅱ」欄が①～④に該当する場合は、配偶者控除又は配偶者ができます。

同居老親等
その他
特定扶養親族

16歳以上30歳未満又は70歳以上
留学
障害者
38万円以上の支払

16歳以上30歳未満又は70歳以上
留学
障害者
38万円以上の支払

- ◎この申告書は、あなたの給与についてもです。
- ◎この申告書は、源泉控除対象配偶者の人がいない人も提出する必要があります。
- ◎この申告書は、2か所以上から給与出ることができません。
- ◎この申告書の記載に当たっては、真

○「控除額の計算」の表の「区分Ⅰ」欄については、「基礎控除申告書」の「区分Ⅰ」欄を参照してください。

○「基礎控除申告書」の「区分Ⅰ」欄が(A)～(C)に該当し、かつ、「配偶者控除等申告書」の「区分Ⅱ」欄が①～④に該当する場合は、配偶者控除又は配偶者特別控除の適用を受けることができます。

○「基礎控除申告書」の「区分Ⅰ」欄が(A)～(D)に該当し、かつ、「配偶者控除等申告書」の「区分Ⅱ」欄が①又は②に該当する場合は、配偶者に係る定額減税の適用を受けることができます。ただし、その配偶者が非居住者である場合を除きます。

(フリガナ) 配偶者の氏名	配偶者の個人番号	配偶者の生年月日	
	 あなると配偶者の住所又は居所が 異なる場合の配偶者の住所又は居所	明・大昭・平	年 月 日
		非居住者である配偶者	生計を一にする事実

所得の種類		収入金額	所得金額	判定	配偶者控除 配属対象	定期優待対象			
(1)	給与所得		(裏面「4/1」を参照) 円				☐ 48万円以下かつ年齢70歳以上 ☐ (昭30.1.1以前生) ☐ 《老人控除対象配偶者に該当》	(1)	
(2)	給与所得以外の所得の合計額		(裏面「4/2」を参照) 円				☐ 48万円以下かつ年齢70歳未満 ☐ 48万円超95万円以下 ☐ 95万円超133万円以下	(2)	
配偶者の本年中の合計所得金額の見積額 (1)と(2)の合計額			*					(3)	
					(4)				

区分	A	①	②	③	④(上記/配偶者の所得の見積額が90万円未満)	
		48万円	38万円	38万円	90万円未満	100万円未満
区分Ⅰ	B	32万円	26万円	26万円	24万円	
	C	16万円	13万円	13万円	12万円	11万円
摘要		配偶者控除				

※「配偶者控除の額」又は「配偶者特別控除の額」及び「配偶者定額減税対象」欄は上記「判定」及び「控除額の計算」の表を参考に記載してください。
(D)に該当する場合、配偶者控除及び配偶者特別控除の適用を受けることはできませんが、①又は②の場合には配偶者定額減税対象となります。

※ (A)～(D)であり、かつ、①・②で
場合はチェック(非居住者は除く)

© 2015 Blackwell Publishing Ltd *Journal of Internal Medicine* 278: 255–264

配偶者・扶養親族		
----------	--	--

[illegible]

注1 源泉控除対象配偶者とは、所得者（令和6年中の所得の見積額が900万円以下の人に限ります。）と生計を一にする配偶者（青色事業専従者として給与の支払を受ける人及び白色事業専従者を除きます。）で、令和6年中の所得の見積額が95万円以下の人をいいます。

源泉控除対象配偶者とは、所得者(令和6年中の所得の見積額が900万円以下の人)に限り、と生計を一にする配偶者(青色事業専従者として給与の支払を受ける人及び白色事業専従者を除きます。)で、令和6年中の所得の見積額が95万円以下の人をいいます。

同一生計配偶者とは、所得者と生計を一にする配偶者(青色事業専従者として給与の支払を受ける人及び白色事業専従者を除きます。)で、令和6年中の所得の見積額が48万円以下の人をいいます。

区分１が「Ａ」（職員の所得の見積額が 900 万円以下）かつ、
区分２が「①～③」（配偶者の所得の見積額が 95 万円以下）の場合、
源泉控除対象配偶者として申告することができます。

※例月給与より差し引かれる所得税から控除を受けられます。

この控除を受けるために提出する配偶者及び扶養親族に該当するは、そのうちの1か所にしか把握し、「注意」等をお読みください。

(提出する給与所得者の扶養親族等申告書の記載欄を兼ねています。)

住 所 又 は 居 所	控除対象外国扶養親族 (該当する場合は○印を付けてください。)	令和6年中の 所得の見積額(※)	異動月日及び事由	※ 「令和6年中の 所得の見積額」欄 には、基礎所得を 除いた所得の見積 額を記載します。	
		円			
		円			
住 所 又 は 居 所	非居住者である親族 (該当する欄目にチェックを付けてください。)	令和6年中の 所得の見積額(※)	障害者 区 分	異動月日及び事由	寡婦又はひとり親
	☐ 配偶者 ☐ 30歳未満又は70歳以上 ☐ 学生 ☐ 障害者 ☐ 35万円以上の支払	円	☐ 一般 ☐ 特別		☐ 寡婦 ☐ ひとり親